

「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」

報告書

(抜粋)

看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会

平成 15 年 7 月 25 日

目 次

はじめに	1
看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針	
A. 看護師等養成所における自己点検・自己評価についての基本的な考え方	3
教育評価の意味	3
自己点検・自己評価の目的	3
自己点検・自己評価の対象	5
B. 看護師等養成所の自己点検・自己評価指針	6
自己点検・自己評価指針の活用にあたって	6
自己点検・自己評価カテゴリーおよび下位項目一覧	8
「自己点検・自己評価カテゴリー、下位項目」「評価の考え方と点検」「資料（データ）」	
I 教育理念・教育目的	11
II 教育目標	15
III 教育課程経営	19
IV 教授・学習・評価過程	27
V 経営・管理過程	34
VI 入学	43
VII 卒業・就業・進学	45
VIII 地域社会／国際交流	47
IX 研究	49
＜点検＞（評価内容）一覧	51
C. 自己点検・自己評価活動の開始と継続	58
参考 委員名簿	59

はじめに

- 近年、医療の高度化・専門化の進展に対応した資質の高い看護師等が求められており、その養成への国民の期待が高まっている。
- 平成14年3月、専修学校設置基準等の改正に伴い、専修学校において教育活動等の状況についての自己点検・自己評価を行うこと、およびその結果を公表することが努力義務化された。
- このような現状にかんがみ、看護師等養成所が看護教育の充実に自主的に取り組む環境を整備する一環として、看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針を作成するため、平成15年2月24日に第1回目の検討会が開催され、3回にわたって議論がなされた。
- 本検討会報告書の作成にあたって、自己点検・自己評価指針が養成所の教育活動を一律に規制することにならないようにすることや、自己点検・自己評価の対象が教育課程に偏ることなく、学生生活の支援も含めた養成所の運営のあり方全体を評価できるように留意した。
- また、自己点検・自己評価は学校設置者、専任教員、事務職員等養成所全体で取り組む必要があることから、教育に直接携わる者だけでなく、一般の人にもわかりやすい平易な表現にするように努めた。
- 今般、当検討会として看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針を作成し、本報告書にとりまとめたので、これを公表するものである。

看護師等養成所の教育活動等に関する

自己評価指針

A 看護師等養成所における自己点検・自己評価についての基本的な考え方

－教育評価の意味－

養成所における自己点検・自己評価は、教育評価の一環として位置づけられる。

教育評価は、教育目的・目標の実現を目指して行われる教育活動に関する決定を行うために、必要な資料を収集整理して、実際の教育が当該目標をどの程度達成したか、また達成しつつあるかを見極め、それを次の教育活動へフィードバックする手続きである。評価結果から教育活動の改善点を見出し、教育活動の質向上を目指して再計画・実施され、再び評価するというように、教育評価は循環的、継続的に行なわれてこそ意味がある。

－自己点検・自己評価の目的－

看護師等養成所として厚生労働大臣（准看護師養成所については都道府県知事）の指定を受けた養成所は、以後、養成所としての「教育水準の維持・向上」と「創意工夫のある教育の追究」を図ることによって、常に質の高い看護師等を養成していく責任と義務がある。各養成所はそのための「内部的品質保証の仕組み」をもっていなければならない。この内部的品質保証の仕組みが「自己点検・自己評価」である（図1参照）。

設置主体および管理者は、養成所の教育理念の基に教育目的がどのように達成されているのかについて、また、養成所としての水準をどのように維持・向上させているのかを自己点検・自己評価できなければならない。そのためには、自己点検・自己評価について、どのような評価項目を設定し、どのように見極めるか、どのような資料やデータを収集するのか、それをどのよう

に分析するのか等の知識と方法を必要とする。また、評価結果を活用して教育を改善していくために、改善の手だてやそれを実現していくための知識と方法も必要である。

前項の「教育評価の意味」に示したように、自己点検・自己評価は、循環的、継続的に行ない、自養成所の維持・発展につながる重要なことである。また、社会的説明責任を果たすためには、自己点検・自己評価の一環として、評価結果を計画的に公表する機会を設定することも必要である。

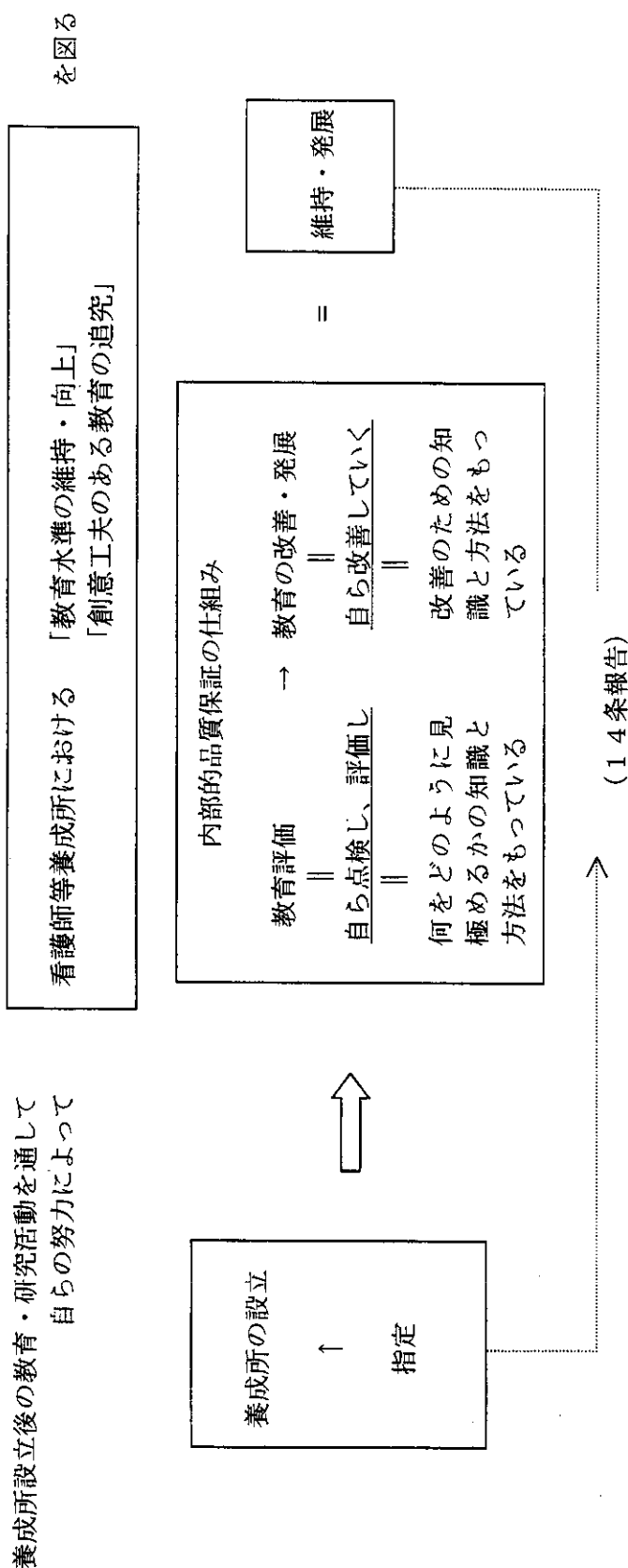


図1 自己点検・自己評価の目的

自己点検・自己評価の対象は、各養成所の教育活動であり、下図に示す9カテゴリとその下位項目からなる。

* 下位項目一覧は7～9ページ参照

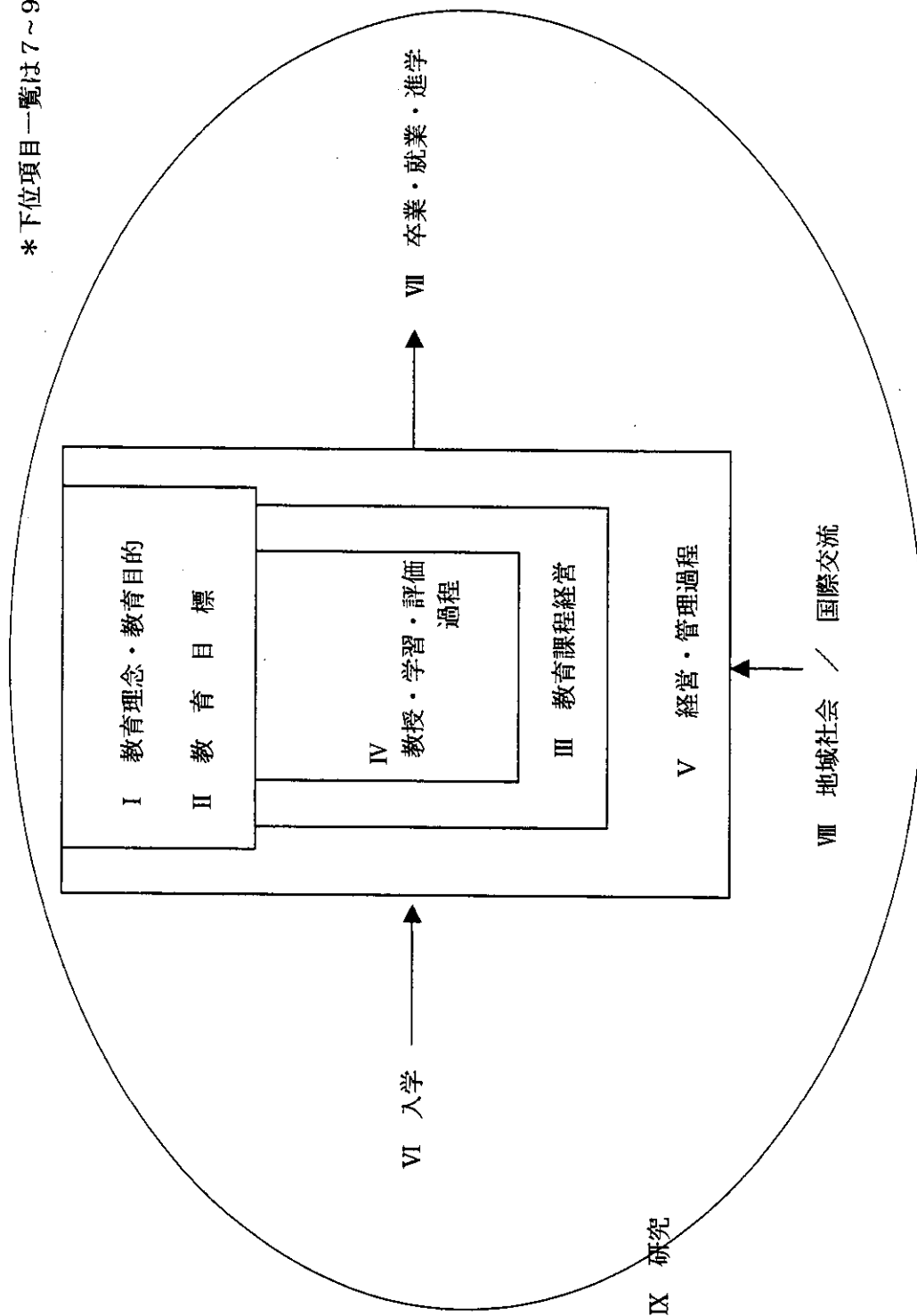


図2 自己点検・自己評価の対象

安彦忠彦『教育課程編成論』P.100
一部加筆

B 看護師等養成所の自己点検・自己評価指針

ー自己点検・自己評価指針の活用にあたってー

1. 本指針は、看護師等養成所の自己点検・自己評価のための指針として作成したものである。

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所それぞれに異なる状況や背景があり、本指針がその全てを網羅できるとは、各養成所においては、自養成所の状況を踏まえて活用する必要がある。

2. 本指針は、「自己点検・自己評価カテゴリー、下位項目」、「評価の考え方」と『点検』、自己点検・自己評価のために必要とする「資料（データ）」および、「点検（評価内容）一覧」により構成されている。

3. 「評価の考え方」は、各養成所において、自己点検・自己評価についての知識と方法を理解しながら進めることができるように、各自己点検・自己評価のカテゴリーおよびその下位項目について、どのように見極めていけばよいのかを基本的な説明を含めて記述している。

4. 本指針の中で示している「資料（データ）」は、「評価の考え方」の内容を点検・評価する上での目安として示している。その具体的な内容（どのようなもの）や量（どの程度）については、各養成所が自ら考え、選択していくものである。

5. 「点検」は、「評価の考え方」と「資料（データ）」から、自己点検・自己評価のカテゴリーがどのような状況になっているのかを明確に捉えるための視点として設定した。

6. <点検>（評価内容）一覧では、各カテゴリーの『評価の考え方』と『点検』のなかに設定した「点検」を一覧できるようにした。また、自養成所の現状を測定できるように、尺度を設定した。カテゴリーごとに設定した「点検」と、この一覧に表示し

た＜点検＞（評価内容）とは、基本的には同じものであるが、尺度を用いて評価する際の評価内容を明確にするために、各「点検」項目に含まれる要素を分けて表示してある。

本指針においては、この尺度のみを単独で使用するのではなく、「評価の考え方」と「資料（データ）」を十分に理解した上で活用することに意味がある。

7. 本指針は各養成所が活用して、自己点検・自己評価した結果に基づいて改善の方向を見出し、その方向に向かうための指針であり、養成所間の相対的レベルを測るものではない。

8. 評価のカテゴリーは9領域あり、「点検」は67項目（125点）を設定しているが、最初から一度に全てのカテゴリーに取り組むことは時間的・労力的に困難である。自己点検・自己評価は継続的に、計画的に実施することに意味があるので、1で述べたように各養成所の状況に応じて、実際に取り組めるカテゴリーや項目から始めることが望ましい。

9. ＜点検＞（評価内容）一覧を用いて行った評価得点が高くなることは、「評価の考え方」の内容が示すように、各養成所が自らの設定した教育理念・教育目的の実現に向けて、看護師等養成所としての水準が向上するように努力していることを示すものである。

* 本指針において、「教師」は、「学術・技芸を教授する人」（広辞苑 1998）として、教育を行う個人を表している場合に用いている。一方、「教員」は、「学校に勤務して教育を行う人」（同上）として、組織員としての意味や、勤務等に関連する内容を表す場合に用いている。

自己点検・自己評価カテゴリーおよび下位項目一覧

カテゴリー	下位項目	カテゴリー	下位項目
I 教育理念・ 教育目的	1 法的整合性と独自性 2 教育理念・教育目的の意義と周知 3 看護専門職についての考え方 4 看護教育についての考え方 5 学習・教育観と学生観 6 教育理念・教育目的の評価	III 教育課程 経営	1 教育課程経営者の活動 2 教育課程編成の考え方と具体的な構成 3 教育内容の階層的関連性と配分の考え方 4 科目・単元構成 5 教育計画 1) 単位履修の考え方 2) 科目の配列 6 教育課程評価の体系 1) 単位認定の考え方 2) 評価の体系 7 教員の教育・研究活動の充実 1) 教員の専門性を高める体制 2) 教員の自己研鑽を保障するシステム 3) 教員の相互研鑽を保障するシステム 8 学生の看護実践体験の保障 1) 実習施設選択と開拓 2) 実習目標達成のための実習施設との協力体制 3) 臨地実習指導者と教員の協働 4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重 5) 臨地実習における安全対策
II 教育目標	1 教育理念・教育目的との一貫性 2 目標内容の側面と到達レベルの側面 3 設定意図とその明確性、実現可能性 4 教育目標の評価 5 継続教育との関連		

IV 教授・学習 ・評価過程	1 授業内容と教育課程との一貫性 2 看護学としての妥当性 3 授業内容間の関連と発展 4 授業の展開過程 1) 授業形態の選択 2) 授業の対象学生の構成と指導方法 3) 指導技術の工夫 4) 教材・教具の活用と開発 5 目標達成の評価とフィードバック 1) 評価の計画性 2) 評価結果の活用 6 学習への動機づけと支援 1) シラバスの提示 2) 学習の支援体制	V 経営・管理 過程	1 設置者の意思・指針 2 組織体制 1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性 2) 組織の構成と教職員の任用の考え方 3) 教職員の資質向上についての考え方と対策 3 財政基盤 4 施設設備の整備 1) 整備の考え方と計画性 2) 看護学の発展や医療・看護へのニーズ、学生層の変化に対応する整備 3) 学生および教職員のための福利厚生 の整備 5 学生生活の支援 1) 学修継続への支援体制 2) 学習困難への支援体制 3) 社会的活動への支援体制 4) 卒業後の進路選択への支援体制 6 養成所に関する情報提供 1) 教育活動に関する関係者への情報提供 2) 広報活動 7 養成所の運営計画と将来構想 1) 年間の運営計画と評価 2) 短期計画 3) 中・長期計画 8 自己点検・自己評価体制 1) 自己点検・自己評価の組織 2) 資料、データの収集、蓄積 3) 資料、データの分析、解釈 4) 課題や改善点への取り組み 5) 第三者評価、結果の公表
-------------------------------	---	---------------------------	--

VI 入学	1 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性 2 選抜の公平性 3 選抜方法の妥当性 4 入学希望者開拓への取り組み	Ⅷ 地域社会／ 国際交流	1 地域社会と交流するための体制 1) 地域社会への貢献とニーズの把握 2) 地域社会における資源の活用 2 国際交流のための体制 1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム 2) 留学生の受け入れ等に関する対応
VII 卒業・就業・ 進学	1 進路選択の状況と教育理念・教育目的との整合性 2 卒業時の看護実践能力および卒業後の活動状況の評価	IX 研究	1 教員の研究的姿勢の涵養 2 教員の研究活動の保障と評価 1) 研究活動の保障 2) 研究活動の評価